

準中型免許の導入

平成29年3月12日に施行

○ 免許の区分、受験資格等の改正概要については次のとおりとなります。



※現行免許保有者の既得権は保護。

- 準中型免許の取得にあたって、準中型自動車の運転に係る取得時講習等を義務付け
- 準中型自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、初心者マークの表示義務の対象
- 準中型自動車免許を受けた日から1年間(初心運転者期間)に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった場合には初心運転者講習または再試験の対象

< 期待される効果 >

準中免許取得の際、**貨物自動車による試験・教習制度が導入**されるなど、運転免許制度上の安全対策が講じられることとなります

準中型自動車の免許の取得年齢が**18歳に引き下げられるため、高卒直後の若年ドライバーが、輸送を担う集配車を運転することが可能**となります。

静岡県警察本部